

障第337号
令和2年5月25日

各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者様
(岐阜市所管の事業所を含む。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

岐阜県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス確保支援事業費補助金の
事前協議書の提出について

平素より、県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、県においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため県内の指定障害児通所支援事業所（放課後等デイサービス、児童発達支援）（以下、「事業所」という。）に対して、県の非常事態宣言に基づき4月10日に休業を要請し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置等の解除に伴い、5月15日に休業要請を解除したところです。

この休業要請に伴い、家庭において障害福祉サービスの提供が引続き必要となる利用者に対して、事業所が居宅訪問サービス等の代替サービスを行う際に必要となったかかり増し経費に対し、予算の範囲内で、県から事業所へ補助金を直接交付する予定です。

については、当補助金を要望される場合は、下記により事前協議書を提出いただきますようお願いいたします。

記

1 補助事業の概要

- 事業名：岐阜県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス確保支援事業費補助金
- 内容：休業要請を受けた障がい児の通所事業所において、障がい児やその家族の日常生活を支えるため、利用者の居宅を訪問する等の代替サービスを提供した場合に必要なかかりまし経費を補助

<かかりまし経費の例>

(代替サービスを提供するために、障害福祉サービスを継続することに要した経費)

- ア 事業所・施設等の消毒・清掃費用
- イ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用

ウ 事業継続に必要な人員確保のための（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等

エ 連携先事業所への利用者の引き継ぎ等の際に生じる、障害福祉サービス等の報酬では評価されない費用

オ 送迎を少人数で実施する場合に緊急かつ一時的に必要な車のリース等の費用（リース費用については、レンタカーだけではなく、連携事業所や職員の自家用車等をリース契約するなど柔軟な対応が可能）

（事業所が利用人数を制限して代替サービスを提供する際の費用）

カ 通所しない利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要な車のリース等の費用（リース費用については、レンタカーだけではなく、連携事業所や職員の自家用車等をリース契約するなど柔軟な対応が可能）

キ ICTを活用し、通所しない利用者に対して健康管理や相談援助等を行うための利用者用タブレットのリース等費用（通信費用は除く。）

（事業所が代替の場所にて行うサービス実施に係る費用）

ク サービス提供場所の賃料、物品の使用料等

ケ 職員の交通費、利用者の送迎に係る費用

○対象事業種別：放課後等デイサービス、児童発達支援（※岐阜市所管の事業所も含む。）

○事業費：補助率 10/10

○補助基準額：放課後等デイサービス 514,000 円（予定）

児童発達支援 542,000 円（予定）

医療型児童発達支援 344,000 円（予定）

※補助基準額については、国補助要綱の正式な発出により、変更する可能性があります。

○事業期間：補助金対象事業に係る**事業実施期間は、令和2年4月11日（土）から5月31日（日）まで**とします。

○補助額：補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を引いた額と基準額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額

※上記の基準額に関わらず、交付額は県予算額の範囲内の額となりますので、ご了承願います。

※なお、障害福祉サービス等報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは、本事業の対象となりません。

2 協議書の提出方法等

当補助金を要望される場合は、**令和2年6月3日（水）まで**に、「別紙1 障害福祉サービス確保支援事業費補助金事前協議書」を、提出先メールアドレスに送付してください。

※提出先メールアドレス：c11226@pref.gifu.lg.jp

※ファイル名に事業所名を記載ください。

ファイル名例：「〇〇〇〇（⇒頭に事業所名を記載）（確保支援補助金協議書）」

※補助金を要望しない場合は回答不要です。

3 留意事項

- ・今回提出いただいた補助金協議書に基づき、県にて全体の所要額を取りまとめますので、**補助金の交付要望がある場合は、必ず回答願います。**
- ・県での協議書の取りまとめ後、県から事業所あて補助金交付要綱を発出し、正式に交付申請書の提出を依頼することとなりますので、ご承知ください。
- ・補助金交付後に事業所から県へ提出いただく「実績報告書」の提出時に、**補助対象経費の支出根拠となる支払い明細が分かる資料（領収書、給与明細書、伝票等）が必要**となりますのでご注意ください。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	奥 村	担 当	山 中
電 話	058-272-8302（直通）		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		